

記者発表クラブ | 三重県政記者クラブ、第二県政記者クラブ

平成30年4月3日  
国土交通省中部地方整備局  
三重河川国道事務所**緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を  
鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川で開始します!****～洪水の危険性を流域住民へ迅速に情報提供し、主体的な避難を促進～**

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、国が管理する2河川（鬼怒川、肱川）の沿川市町村（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において洪水情報※<sup>1</sup>のプッシュ型配信※<sup>2</sup>を取り組んでいます。

中部地方整備局 三重河川国道事務所では、平成30年5月1日より、鈴鹿川水系鈴鹿川流域自治体、雲出川水系雲出川流域自治体、櫛田川水系櫛田川流域自治体、宮川水系宮川流域自治体において洪水情報のプッシュ型配信を開始します。

- ※1 「洪水情報」とは、指定河川洪水予報の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。  
 ※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。

**1 開始日**

平成30年5月1日（火）

**2 配信対象**

別表 配信先一覧を参照

**3 対象者**

配信エリア内の携帯電話

（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象



「洪水情報のプッシュ型配信」イメージ

**4 配信する情報**

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

**5 留意事項**

- ・携帯電話事業者毎の基地局や通信システムの関係により、配信対象となる市町村よりも広範囲のエリアに緊急速報メールが送信されることがあります。
- ・携帯電話等の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所、機内モード時、通話中、パケット通信中の場合は受信することができません。
- ・ご利用の機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。
- ・緊急速報メールを受信するために、受信設定が必要な場合があります。詳細については、各携帯電話会社のホームページよりご確認ください。

NTT ドコモ：[https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/compatible\\_model/index.html](https://www.nttdocomo.co.jp/service/areamail/compatible_model/index.html)KDDI・沖縄セルラー：<http://www.au.kddi.com/mobile/anti-disaster/kinkyu-sokuho/enabled-device/>ソフトバンク：[http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent\\_news/models/](http://www.softbank.jp/mobile/service/urgent_news/models/)ワイモバイル：[http://www.ymobile.jp/service/urgent\\_mail/](http://www.ymobile.jp/service/urgent_mail/)**【問い合わせ先】**

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所

副所長 渡邊 伸也

調査課長 赤畠 義徳

TEL：059-229-2211

別表 配信先一覧（平成30年5月1日時点）

水系名	河川名	基準観測所名 (位置)	配信先	配信 開始日
鈴鹿川	鈴鹿川	亀山 (三重県亀山市)	亀山市、鈴鹿市	H30.5.1
鈴鹿川	鈴鹿川	高岡 (三重県鈴鹿市)	鈴鹿市、四日市市	H30.5.1
雲出川	雲出川	大仰 (三重県津市)	津市	H30.5.1
雲出川	雲出川	雲出橋 (三重県松阪市)	津市	H30.5.1
櫛田川	櫛田川	両郡 (三重県多気町)	多気町、明和町	H30.5.1
櫛田川	櫛田川	櫛田橋 (三重県松阪市)	明和町	H30.5.1
宮川	宮川	岩出 (三重県玉城町)	伊勢市、玉城町	H30.5.1

# 緊急速報メールを活用した 洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省 中部地方整備局 三重河川国道事務所

平成30年4月

## 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

～平成30年5月1日から、鈴鹿川、雲出川、櫛田川、宮川で洪水情報が配信開始されます～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、流域住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月より国が管理する2河川（鬼怒川、肱川）の沿川自治体（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信に取り組んでいます。

中部地方整備局三重河川国道事務所では、平成30年5月1日から、鈴鹿川水系鈴鹿川流域自治体※1、雲出川水系雲出川流域自治体、櫛田川水系櫛田川、宮川水系宮川において洪水情報※2のプッシュ型配信を開始します。

※1 鈴鹿川については氾濫発生情報のみ配信します。

※2 洪水情報とは、指定河川洪水予報の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、流域住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。



今回のメール配信は、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

## 配信内容①

### 1 エリア拡大開始日

平成30年5月1日（火）

### 2 配信対象

別表 配信先一覧を参照

### 3 配信対象者

配信エリア内の携帯電話（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

### 4 配信情報

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

段階	配信情報	配信契機
①	河川氾濫のおそれがある情報	対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時
②-I	氾濫が発生した情報 (※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報)	対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時
②-II	氾濫が発生した情報 (※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報)	対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時

2

## 配信内容②

### 5 配信文案

洪水情報のプッシュ型配信では、以下文案例のように緊急速報メールが住民に配信されます。

#### ○配信文案例

#### ①河川氾濫のおそれ

##### 【見本】

(件名)

河川氾濫のおそれ

(本文)

〇〇川の〇〇（〇〇市〇〇）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

本通知は、〇〇地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

#### ②-i 河川氾濫発生

(河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)

##### 【見本】

(件名)

河川氾濫発生

(本文)

〇〇川の〇〇市〇〇地先（左岸、東側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

本通知は、〇〇地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

#### ②-ii 河川氾濫発生

(堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)

##### 【見本】

(件名)

河川氾濫発生

(本文)

〇〇川の〇〇市〇〇地先（左岸、東側）付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

本通知は、〇〇地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

3